

公募型プロポーザルの公告

酒田市業務改革推進支援業務委託（平成 2 9 年度）について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成 2 9 年 4 月 2 0 日

酒田市長 丸 山 至

1 業務概要

- (1) 業務名称 酒田市業務改革推進支援業務委託（平成 2 9 年度）
- (2) 業務内容 現在の業務量や業務量以外の業務遂行における課題を把握するとともに、その改善に向けて検討、分析を行い、業務の効率化に向けた解決策等について検討を行うことにより、適正な組織運営に資する体制及び効率的・効果的な業務遂行の実現、職員の改善意識の定着を図り、BPR の手法を取り入れた業務プロセスの見直し・働き方の改革につなげることを目指しており、その調査・分析・提案等を委託業務の内容とする。
詳細については、酒田市業務改革推進支援業務委託公募型プロポーザル実施要領及び酒田市業務改革推進支援業務委託仕様書等を参照すること。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所 酒田市が指定する場所
- (5) 選定方法 公募型プロポーザル

2 提案参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に該当しないこと。
- (2) 酒田市建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ①酒田市契約規則（平成 1 7 年 1 1 月 1 日規則第 5 8 号）第 2 7 条第 3 項に規定する指名競争入札参加者登録簿（平成 2 9 年・3 0 年度）の役務（業種区分）の業種 No. 1 1 5（調査・研究、コンサルティング）に登録されていること。
 - ②指名競争入札参加者登録簿（平成 2 9 年・3 0 年度）に未登録の者は、参加表明書等の提出時まで、上記①の条件を満たす資格について、参加資格審査申請を行い、登録が完了していること。

(4) 業務量調査等のコンサルティングを行う体制を有し、平成24年度以降に地方自治体におけるコンサルティングの実績があること。

3 提案参加について

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、酒田市業務改革推進支援業務委託(平成29年度)公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)6に定めるところにより必要書類を提出すること。

4 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領8に定めるところにより必要書類を提出すること。

5 参加辞退

企画提案参加願提出後の辞退は自由であり、以後、辞退による不利益な扱いはしないものとする。なお、辞退する場合には、辞退届(実施要領様式9)により辞退届を提出すること。

6 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領10に定めるところにより審査し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。

7 契約方法

最優秀提案事業者と、本市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、最優秀提案事業者との調整のうえ、必要に応じて提案内容について修正等を行うことがある。かつ、最優秀提案事業者が実施要領4を満たさないこととなった場合及び実施要領12に該当した場合は、契約を締結しないことがある。

また、最優秀提案事業者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

なお、契約手続き及び契約書は、酒田市契約規則の定めるところによるものとする。

8 その他

本市は、契約締結後においても受託事業者の本企画提案における欠格事項、不正又は虚偽記載等の事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。